

自宅に突然、リフォーム業者が訪ねてきた。「台風で破損した屋根を、損害保険を使って無料で修理しないか。保険金の請求サポートも当社が行う」と勧誘を受けたが、信用できるか。 (60歳代 男性)

災害が多かった今年、消費生活センターには、相談者のような住宅修理や損害保険に関する相談が多く寄せられています。

「解約の話をしたら、保険金の50%を違約金として請求された」「業者に代金を払ったのに着工してくれない」「経年劣化による損害を自然災害が原因として保険会社に申請するよう業者に勧められた」といった悪質なケースもみられます。

一般的に、損害保険の保険金は、火災や自然災害など一定の偶然により住宅などに生じた損害に払われるものです。経年劣化による住宅の損傷は支払い対象になりません。

契約トラブルに遭わないためには、勧誘を受けてもすぐ契約せず、保険金請求に係るサポート手数料の有無、キャンセル時の違約金など契約内容を確認、複数の業者から契約の見積もりをとって比べましょう。

保険金が支払われるか否かは、契約内容や実際の損害の有無、損害発生の原因によります。よく確認し、保険会社などに相談してください。

うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。判明した場合、契約の解除や返金請求を受けるだけでなく、刑事罰に問われる可能性もあります。

悪質な業者は、十分に考える時間を与えさせず契約を進めようとします。急がせる業者、工事内容が曖昧なまま修理代金の前払いを求める業者などに注意し、不安を感じたりトラブルになったりした場合は、最寄りの消費生活相談窓口にご相談してください。